新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第９回）

弁護士　**内田　誠**
（大阪弁護士会　知的財産委員会　委員）

Q カメラメーカーの者ですが、今回、新しいデザインが完成しました。このデザインは、肩掛けストラップとカメラとの接合部分（カメラ本体の留め具とストラップの掛部）に斬新な特徴があるものです。この接合部分のデザインはどのタイプのカメラにも合わせることができます。このストラップ接合部付きカメラを大々的に宣伝して当社のイメージアップを図りたいと思いますが、すぐに他社に模倣されてしまいます。意匠権による重点的な保護を希望しますが、どのようにすればよいでしょうか。

A **１　部分意匠制度及び関連意匠制度**

(1)　部分意匠制度

相談事例は、カメラ本体の留め具とストラップの掛部についてのデザインをどのように法的に保護するかというものですが、まずは、部分意匠による保護が考えられます。

意匠法２条１項は、「この法律で『意匠』とは、物品（物品の部分を含む。第８条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」（下線は筆者が付した。）と規定し、物品全体のみならず、「物品の部分」についても意匠登録が受けられることを定めています。このように「物品の部分」について登録を受けた意匠、つまり、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものを部分意匠と言います。

意匠法２条１項でいう「物品」とは市場で流通する有体物であるとされていることから、昭和34年の現行法制定時においては独立して取引の対象となり得ない物品の部分は、意匠法上の「物品」ではなく、物品の部分に係る意匠は保護の対象とされていませんでした。しかし、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ、意匠全体の形態で侵害を避ける巧妙な模倣が増加し、十分にその投資を保護することができないものとなっていました。そこで、平成10年に、物品の部分に係る意匠も保護の対象とする改正がなされました[1]。

部分意匠の具体例として、意匠に係る物品を「デジタルカメラ」として、ストラップを通すための半楕円形状の孔（実線で表された部分）について部分意匠登録を受けたものがあります（登録第1186206号）。

1　特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』1069頁（発明協会、第19版、2013年）